

国民健康保険からのお知らせ

交通事故にあった時は届け出をしてください

交通事故や傷害事件など、第三者の行為によってケガや病気になった場合でも、国民健康保険の被保険者証を使って治療を受けることはできますが、その場合は、市への第三者の行為による被害届の届出が必要です。治療費は本来、加害者が負担すべきものですので、一時的に国保が立て替え、後日、栃木県国民健康保険団体連合会を介して加害者に請求することになります。

第三者の行為によって国保で治療を受けた場合は、速やかに届出をお願いします。また、すぐに届出ができないときは、取り急ぎご連絡をお願いします。

■注意事項

- ・相手がない事故(自損事故)の場合でも、届出は必要です。
- ・市では、レセプト点検の際、交通事故などによるケガの原因をお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。
- ・法令違反による事故(飲酒、無免許、スピード違反)など、犯罪行為によるケガや病気の場合は、いかなる理由があっても保険診療をうけることができません。

マル学保険証をご存知ですか？

国民健康保険に加入中の市内在住の方が進学のために市外へ転出される場合、学生用の被保険者証(マル学保険証)を交付します。

加入者の方の住所は市外に置くこととなりますが、国保の資格は転出前に所属していた世帯の加入者として取り扱い、国民健康保険税も元の世帯での課税となります。転出先の市区町村で新たに国保に加入する必要はありません。

■問い合わせ先 市民課 ☎(32)8895

地籍調査薬師寺Ⅶ地区の登記が完了しました

地籍調査事業において、平成22年度から実施していました次の調査区域について登記が完了しました。

また、土地所有者の皆さまにはその旨通知しています。

なお、登記簿や公図は、宇都宮地方法務局小山出張所で入手できます。

■登記完了区域

薬師寺Ⅶ地区

■登記完了年月日

12月21日

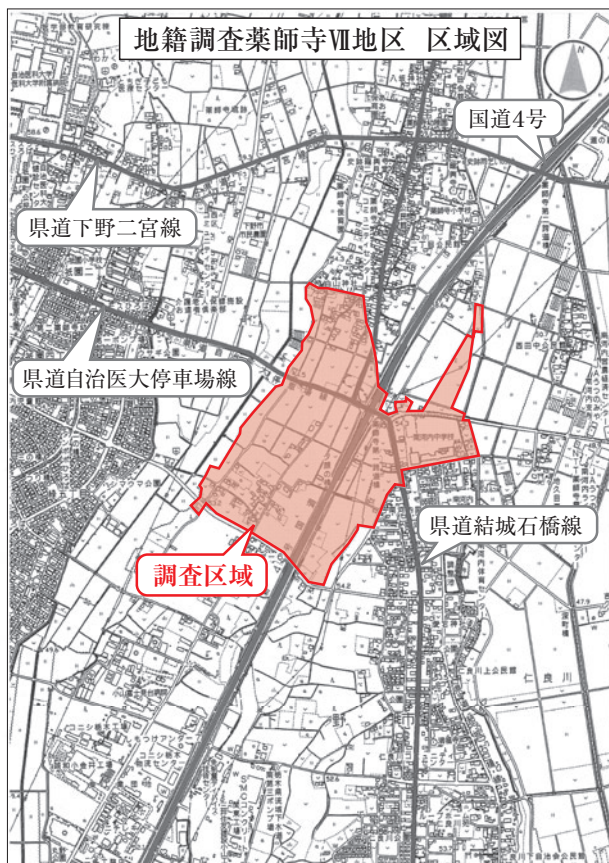
■総筆数 385筆

■総面積 0.51km²

■問い合わせ先

建設課

☎(32)8908



パソコン基本操作相談窓口

パソコンボランティアの方が相談に応じます。

■日時

4月1日(月)
午後1時～2時

■相談受付

下野PC愛好会 (パソコンボランティア講師団体)

■会場・問い合わせ先

生涯学習情報センター

☎(40)0911

